

相模原市農業委員会第15回会議議事録

開 会 日 時 令和8年5月29日 午後1時34分

閉 会 日 時 令和8年5月29日 午後2時30分

開 催 場 所 産業会館4階 特別会議室

出 席 委 員 (○印)

①	齋 藤 孝 之	⑧	西 東 邦 雄	⑮	高 橋 三 行
②	築 地 原 優 二	⑨	鈴 木 輝 彦	⑯	加 藤 通 一
③	阿 部 健	⑩	菱 山 喜 章	⑰	檜 島 真
④	黒 木 竜 郎	⑪	斉 藤 嘉 之	⑱	菊 地 原 靖
⑤	藤 村 達 人	⑫	木 下 賢 一	⑲	大 塚 優 子
⑥	渋谷 久 夫	⑬	志 村 佳 男		
⑦	山 口 幸 男	⑭	岸 義 之		

出席委員 19名

欠席委員 0名

傍聴人 0名

事 務 局 眞柄仁美 山下淳 清水正之 武信秀直

議事録署名人 議 長

議席10番

議席17番

会議に付した事件

日程	番 号	件 名
1		会務報告
2		第6回農政運営委員会報告
3	議案第11号	農地法第3条の規定による許可申請について
4	議案第12号	農地法第3条の規定による許可申請について
5	議案第13号	農地法第4条の規定による許可申請について
6	議案第14号	農地法第5条の規定による許可申請について
7	議案第15号	農用地利用集積等促進計画の要請について
8	議案第16号	農用地利用集積等促進計画に係る意見について
9	議案第17号	令和7年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表について
10	報告第7号	相続税の納税猶予に関する適格者証明について
11	報告第8号	生産緑地に係る農業の主たる従事者の証明について
12	報告第9号	非農地証明書の発行について
13	報告第10号	相続等による農地の権利取得届出の受理の報告について
14	報告第11号	市街化区域内農地の転用届出の受理の報告について

議事の内容 次のとおり

議長（阿部会長）

ただいまから、相模原市農業委員会第15回総会を開催いたします。

ただいまの出席委員は19名で、定足数に達しております。

次に、本日の総会の議事録署名委員につきましては、10番菱山喜章委員、17番檜島真委員を御指名いたします。

本日、傍聴はございませんので、このまま進めていきます。

これより日程に入ります。

日程1 会務報告

議長（阿部会長）

日程1「会務報告」をいたします。

眞柄事務局長に報告いたさせます。

事務局（眞柄事務局長兼次長）

それでは、令和8年4月30日から令和8年5月28日までの主な会務につきまして、報告させていただきます。

資料を御覧ください。1の会議につきまして、初めに、県関係でございます。

5月20日、農業会議理事会が開催されまして、阿部会長が出席しております。内容につきましては、総会付議事項等の承認についてでございます。

同日、常設審議委員会が開催されまして、阿部会長が出席しております。内容につきましては、農地法に係る諮問についてほかでございます。本市からの報告は11件となっております。

次に、市関係でございます。

4月30日、農業委員会第14回総会を行いまして、農業委員17名が出席しております。内容につきましては、農地法第3条の規定による許可申請についてほかでございます。

5月13日、本庁地区、14日には津久井地区の農地利用最適化推進委員個別報告会を行いまして、農地利用最適化推進委員が、13日は7名、14日は9名出席しております。内容につきましては、4月の活動報告についてほかでございます。

5月21日、役員会を行いまして、阿部会長、菱山副会長が出席しております。内容につきましては、総会提出案件ほかでございます。

5月22日、相模原市鳥獣等被害対策協議会総会が開催されまして、農業委員3名、農地利用最適化推進委員1名が出席しております。内容につきましては、令和7年度事業実績及び収支決算についてほかでございます。

裏面を御覧ください。

5月25日、第6回農政運営委員会を行いまして、農政運営委員8名が出席しております。内容につきましては、昨年度に提出した市への意見に関する令和7年度の実績等についてほかでございます。

続きまして、2のその他でございます。

5月13日、相模原市農業経営士会令和7年度総会が開催されまして、阿部会長と私、事務局長の眞柄が出席しております。内容につきましては、令和7年度事業報告並びに収支決算報告の承認についてほかでございます。

5月22日、大山丹沢系鳥獣等問題市町村議員連絡協議会総会及び講演会が開催されまして、阿部会長の代理として、私、事務局長の眞柄が出席しております。内容につきましては、令和7年度事業報告についてほかでございます。

5月28日、相模原市農業協同組合第63回通常総代会が開催されまして、阿部会長が出席しております。内容につきましては、令和7年度事業報告及び剰余金処分案の承認についてほかでございます。

同日、神奈川つくい農業協同組合第67回通常総代会が開催されまして、阿部会長の代理として、私、事務局長の眞柄が出席しております。内容につきましては、令和7年度事業報告及び剰余金処分案の承認についてほかでございます。

以上です。

議長（阿部会長）

ただいまの会務報告について、何か御発言がありましたら、お願いします。

5番（藤村委員）

鳥獣被害対策協議会について、全員協議会の議論にも関係するので、後ほど時間をいただいて説明させてください。

議長（阿部会長）

はい。

5番（藤村委員）

それから事務局長が参加された大山丹沢系鳥獣等、かいつまんで結構なので、どんな内容が話されたんでしょうか。

事務局（眞柄事務局長兼次長）

前半の総会につきましては、議員さんの会合ですので、そちらの運営についてでしたが、後半の講演会は、県の担当部署の職員が来まして、説明がありました。令和8年度県の予算の説明等がありまして、その中で、鳥獣対策あるいはヤマビル対策等の取組の概要が説明されました。

議長（阿部会長）

よろしいですか。

では、鳥獣被害対策協議会の内容については、後ほど全員協議会の際にお願いしたいと思います。

ほかに御発言はございませんか。

よろしいですか。

それでは、以上で会務報告を終わります。

日程２ 第６回農政運営委員会報告

議長（阿部会長）

続きまして、日程２「第６回農政運営委員会報告」をいたします。

委員長に報告をお願いいたしたいと思います。

委員長（高橋委員）

それでは、第６回農政運営委員会の結果報告を行います。５月２２日に開催されました第６回農政運営委員会の結果について報告します。別途配付されております報告資料を御覧ください。

会議の中での主な意見等ですが、議題（３）では、鳥獣用の箱わなを設置する際の手続や申請先が分かりづらいため、鳥獣保護に関する講演会の開催や鳥獣免許の取得に向けた支援を要望する意見がありました。

また、農家の残さなどを市の処理施設へ直接持ち込んだ際の手数料の減免を要請する意見や、津久井地域における里山の保全についての意見がございました。

さらに、認定農業者連絡会と意見交換する機会を設けるなどの意見がありました。

議題（４）では、情報交換会を行う新規農業者との人数を増やすよう意見がありました。

以上で、第６回農政運営委員会の結果報告を終わります。

議長（阿部会長）

ただいまの報告について、何か御発言がございましたら、お願いいたします。

よろしいですか。

〔 はいの声 〕

議長（阿部会長）

それでは、以上で第６回農政運営委員会報告を終わります。

日程3 議案第11号 農地法第3条の規定による許可申請について

議長（阿部会長）

続きまして、日程3議案第11号を議題に供します。事務局に議案の朗読及び説明をいたさせます。

事務局（武信総括副主幹）

それでは、1ページを御覧ください。議案を朗読します。

議案第11号 農地法第3条の規定による許可申請について。別紙農地の所有権移転等許可申請收受番号3-6及び3-7は、農地法第3条の規定により適切と認められるので、許可するものとする。令和8年5月29日提出。相模原市農業委員会会長。

それでは、2ページを御覧ください。

收受番号3-6は、農地所有適格法人である譲受人が、同じく農地所有適格法人である譲渡人が所有する農地について、新規参入のため、所有権移転を受けるための申請です。現地の状況につきましては、スクリーンを御覧ください。案内図は2ページを御覧ください。斜線部分が本案件の申請地です。申請地は、緑区大島の畑、2,071㎡の1筆です。今後の作付けは、カラシ菜や大根、里芋など、露地野菜を栽培する予定です。審査基準につきましては、現地及び申請書で確認しています。全部効率利用要件について、譲受人は令和8年4月23日に農地所有適格法人の要件適合を確認し、初めての農地の権利取得ですが、代表社員が経営する別の法人で農地を借り受けており、当該法人の経営する2筆2,423㎡は適切に管理されております。役員1人以上の農作業常時従事要件については、代表社員が180日で、農地所有適格法人の要件を満たしております。地域との調和要件については、周辺の農地の利用に影響を与えないこと、周辺地域の農業経営との調和に努めることを確認しています。以上、審査基準を満たしていることから許可相当と判断しました。

続きまして、收受番号3-7は、相模原市中央区に住む譲受人が、相模原市中央区に住む譲渡人が所有する農地について、経営規模拡大のため、所有権移転を受けるための申請です。現地の状況につきましては、スクリーンを御覧ください。案内図は4ページを御覧ください。斜線部分が本案件の申請地です。申請地は、中央区田名の畑、2筆1,042㎡です。今後の作付けは、トウモロコシや里芋など露地野菜を栽培する予定です。審査基準につきましては、現地及び申請書で確認しています。全部効率利用要件について、経営農地12筆16,879.82㎡は適切に管理されております。農作業常時従事要件150日以上については、譲受人が350日で要件を満たしております。地域との調和要件については、周辺の農地の利用に影響を与えないこと、周辺地域の農業経営との調和に努めることを確認しています。以上、審査基準を満たしていることから、許可相当と判断しました。

以上で説明を終わります。

議長（阿部会長）

説明が終わりました。ただいまの説明に関連しまして、過日、地区担当委員さんに、現地調査をしていただいております。補足説明、御意見等をお願いしたいと思います。

收受番号3-6について、緑区担当、山口幸男委員、お願いいたします。

7 番（山口委員）

5月16日に現地を確認してまいりました。写真で分かるとおり、境界には鉄の杭が打っており、ネットも張っております。境界もしっかり分かります。今は、ミカンが植わっていると思いますが、これも譲渡人が配慮して伐根するという話です。1 m 5 0 cm ぐらいしか伸びてなく、半数以上が枯れています。伐根も対して手間がかからずに、きれいな畑になると思います。全く問題のない案件だと思います。

以上です。

議長（阿部会長）

続きまして、収受番号3－7について、中央区担当、木下賢一委員、お願いいたします。

1 2 番（木下委員）

5月18日に推進委員の井上直樹さんと現地調査を実施してまいりました。現在も畑としてきちんと使用されており、区画も明確で、農地として使用しやすく、何も問題はないと思われます。御審議よろしくをお願いします。

議長（阿部会長）

説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

5 番（藤村委員）

事務局が農地所有適格法人の説明をしていましたが、新規参入で、どういう感じの法人でしょうか。もう一度、説明していただけますか。

事務局（武信総括副主幹）

一般法人の株式会社イノチという法人で、解除条件付の貸借で農業参入をしていましたが、農地を所有するに当たりまして、農地所有適格法人の収益の過半が農業収入という要件がクリアできませんので、新しく合同会社85自然農園という法人を設立しました。

5 番（藤村委員）

農業の経験があると。

事務局（武信総括副主幹）

はい。

5 番（藤村委員）

それは結構なお話だと思います。

もう一つ、ハンドさんというのはどんな感じですか。畑のミカンが枯れかけているというのだけど、こっちのほうの問題があるのかなという気がしますけど。

事務局（武信総括副主幹）

ハンドとしては、ミカンなど、かんきつ系の果実栽培をする予定で購入した農地だったのですが、気候が合わず、うまく育たなかったため、綾瀬市にも活動拠点があるので、綾瀬市に移って、かんきつ系の栽培をすると聞いております。

1 5 番（高橋委員）

農地所有適格法人が、ここではできないから別の適格法人に、農地を売ってということとは、適格法人という法人格が、相模原市では、もう生きないということなのか。農地所有適格法人が、そんな簡単に、やめるから売るとするのは、おかしいことかなと思

ったので、その辺の説明をお願いします。

事務局（武信総括副主幹）

農地適格所有法人が自分のやりたい農業をするために畑を売ったり買ったりと活動資金を動かすことについては何ら問題がありません。

議長（阿部会長）

よろしいですか。

15番（高橋委員）

はい。

議長（阿部会長）

ほかに御発言はございませんか。

質疑なし

議長（阿部会長）

よろしいですね。

それでは、採決をさせていただきます。

議案第11号について、原案に賛成の方は挙手をお願いいたします。

全員挙手

議長（阿部会長）

挙手全員。

よって日程3 議案第11号については、原案のとおり決定いたしました。

日程４ 議案第１２号 農地法第３条の規定による許可申請について

議長（阿部会長）

続いて、日程４議案第１２号を議題に供しますが、農業委員会等に関する法律第３１条の規定により議事参与が制限されますので、８番西東邦雄委員には、恐れ入りますが、退席をお願いいたします。

８番 西東邦雄委員 退席

議長（阿部会長）

それでは、日程４議案第１２号を議題に供します。事務局に議案の朗読及び説明をいたさせます。

事務局（山下所長）

それでは、３ページを御覧ください。議案を朗読いたします。

議案第１２号 農地法第３条の規定による許可申請について。別紙農地の所有権移転等許可申請收受番号３－１０１２は、農地法第３条の規定により適切と認められるので、許可するものとする。令和８年５月２９日提出。相模原市農業委員会会長。

それでは、津久井事務所管内の１件について御説明いたします。４ページを御覧ください。

收受番号３－１０１２は、相模原市緑区に住む譲受人が、東京都町田市に住む譲渡人の農地について、先月まで使用貸借権の権利設定をして耕作しておりましたが、経営の安定のため、所有権移転を受けるための申請です。現地の状況につきましては、スクリーンを御覧ください。案内図は６ページを御覧ください。申請地は川尻の畑、１筆４、４０３㎡です。長ネギやハウレンソウなどの露地野菜を栽培する予定です。審査基準につきましては、現地及び申請書で確認しております。全部効率利用要件について、経営農地４筆１、０８３㎡は適切に管理されております。農作業常時従事要件１５０日以上につきましては、譲受人が３５０日で要件を満たしております。地域との調和要件につきましては、周辺の農地の利用に影響を与えないこと、周辺地域の農業経営との調和に努めることを確認しております。以上、審査基準を満たしていることから許可相当と判断いたしました。

以上で説明を終わります。

議長（阿部会長）

説明が終わりました。ただいまの説明に関連しまして、地区担当委員さんに、過日、調査をしていただいております。補足説明や御意見を伺いたいと思います。

收受番号５－１０１２について、城山地区担当、齋藤孝之委員、お願いいたします。

１番（齋藤委員）

５月１９日、押田推進委員と現地を確認しに行ってまいりました。今、譲受人が使用していますけれども、写真で見るよりも、八分程度、露地野菜ができていました。境もしっかりしていましたので、まず問題ないと思います。御審議のほど、よろしくお願いいたします。

議長（阿部会長）

これより質疑に入ります。

質疑なし

議長（阿部会長）

よろしいですか。

[はいの声]

議長（阿部会長）

それでは、採決をさせていただきます。

議案第12号について、原案に賛成の方は挙手をお願いいたします。

全員挙手

議長（阿部会長）

挙手全員。

よって日程4 議案第12号については、原案のとおり決定いたしました。

議事が終了いたしましたので、8番西東邦雄委員は御着席をお願いいたします。

8番 西東邦雄委員 着席

日程5 議案第13号 農地法第4条の規定による許可申請について

議長（阿部会長）

続いて、日程5 議案第13号を議題に供します。事務局に議案の朗読及び説明をいたさせます。

事務局（武信総括副主幹）

それでは、5ページを御覧ください。議案を朗読します。

議案第13号 農地法第4条の規定による許可申請について。別紙農地の転用許可申請收受番号4-2及び4-3は相当とする理由があるので、農地法第4条第3項の規定により意見を付して、市長あてに送付するものとする。令和8年5月29日提出。相模原市農業委員会会長。

それでは、6ページを御覧ください。

收受番号4-2は、申請人が所有する麻溝台の農地、2筆655㎡を資材置場として転用するための申請です。現地の状況につきましては、スクリーンを御覧ください。案内図は8ページを御覧ください。農地区分は第3種農地です。申請理由といたしましては、建設業者からの要望により、資材置場として転用するための申請です。隣接地への被害防除につきましては、土地区画の明確化と、土留め策として、車両等出入口を除き、ブロック2段積み及び万能鋼板を設置し、雨水については、土の状態及び雨水調整池による敷地内浸透とする計画です。申請地は相模ヶ丘病院の南東約300mです。

続きまして、收受番号4-3は、申請人が所有する新磯野の農地、2筆1,982㎡を駐車場として転用するための申請です。現地の状況につきましては、スクリーンを御覧ください。案内図は10ページを御覧ください。農地区分は第2種農地です。申請理由といたしましては、運送業者からの要望により、駐車場として転用するための申請です。隣接地への被害防除につきましては、土地区画の明確化と、土留め策として、車両出入口を除き、鋼板単管パイプを設置し、雨水については、砂利敷きによる敷地内浸透とする計画です。申請地は相模原市立若草小学校の南西約380mです。

以上で説明を終わります。

議長（阿部会長）

説明が終わりました。ただいまの説明に関連しまして、地区担当委員さんには現地調査をしていただいておりますので、補足説明、御意見を伺いたいと思います。

收受番号4-2について、南区担当、志村佳男委員、お願いいたします。

13番（志村委員）

5月20日に現地確認へ行ってまいりました。この写真の左側が峰山霊園でして、右側が既に資材置場になっております。道路から1mぐらい高台にあるんですけども、雨水も調整池ができるということで、特に問題はないと思います。御審議よろしく願いします。

議長（阿部会長）

続きまして、收受番号4-3について、南区担当、斉藤嘉之委員、お願いいたします。

11番（斉藤委員）

5月17日に推進委員の丸塚さんと現地調査へ行ってきました。ここも見ていただく

と分かりますが、隣にソーラーパネルが並んでいて、右側は資材置場になっているため、駐車場はやむを得ないと思います。

以上です。

議長（阿部会長）

説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑なし

議長（阿部会長）

よろしいですか。

[はいの声]

議長（阿部会長）

それでは採決をさせていただきます。

議案第13号について、原案に賛成の方は挙手をお願いいたします。

全員挙手

議長（阿部会長）

挙手全員。

よって日程5 議案第13号については、原案のとおり決定いたしました。

日程6 議案第14号 農地法第5条の規定による許可申請について

議長（阿部会長）

続きまして、日程6議案第14号を議題に供します。事務局に議案の朗読及び説明をいたさせます。

事務局（武信総括副主幹）

それでは、7ページを御覧ください。議案を朗読いたします。

議案第14号 農地法第5条の規定による許可申請について。別紙農地の転用を伴う所有権移転等許可申請收受番号5-1から5-3及び5-1013は、相当とする理由があるので、農地法第5条第3項において準用する同法第4条第3項の規定により意見を付して、市長あてに送付するものとする。令和8年5月29日提出。相模原市農業委員会会長。

それでは、8ページから9ページを御覧ください。

收受番号5-1は、譲受人の株式会社BROTHER TRADINGが、譲渡人が所有する磯部の農地、1筆330㎡の所有権移転を受け、車両置場として転用するための申請です。現地の状況につきましては、スクリーンを御覧ください。案内図は12ページを御覧ください。農地区分は第2種農地です。申請理由といたしましては、中古車販売業を営んでおり、事業規模拡大により現在使用している車両置場が手狭となったため、新たに車両置場を確保するための申請です。隣接地への被害防除につきましては、土地区画の明確化と、土留め策として、車両出入口を除き、簡易土留め及び万能鋼板を設置し、雨水については、碎石敷きによる敷地内浸透とする計画です。申請地は誠心相陽幼稚園の南東約240mです。

続きまして、收受番号5-2は、譲受人の有限会社I & I TRADINGが、譲渡人が所有する磯部の農地、2筆660㎡の所有権移転を受け、車両置場として転用するための申請です。現地の状況につきましては、スクリーンを御覧ください。案内図は14ページを御覧ください。農地区分は第2種農地です。申請理由といたしましては、自動車販売業を営んでおり、事業規模拡大により、現在使用している車両置場が手狭となったため、新たに車両置場を確保するための申請です。隣接地への被害防除につきましては、土地区画の明確化と、土留め策として、車両出入口を除き、簡易土留め及び万能鋼板を設置し、雨水については、碎石敷きによる敷地内浸透とする計画です。申請地は誠心相陽幼稚園の東約150mです。

続きまして、收受番号5-3は、借受人が貸出人が所有する田名の農地、2筆1,582㎡に使用貸借権を設定し、駐車場として転用するための申請です。現地の状況につきましては、スクリーンを御覧ください。案内図は16ページを御覧ください。農地区分は第3種農地です。申請理由といたしましては、隣接する運送会社からの要望により、駐車場として転用するための申請です。申請内容は農地法第4条となりますが、複数地権者による一時利用目的のため、本来は利用する権利のない他者の土地についても互いに利用するための権利の設定が必要な申請となっていることから、使用貸借権による農地法第5条の申請となっております。隣接地への被害防除につきましては、土地区画の明確化と、土留め策として、車両出入口を除き、ブロック1段積み及びネットフェ

ンスを設置し、雨水については、砂利敷きによる敷地内浸透とする計画です。申請地は田名新宿あおぞら公園の南東約260mです。

本庁分は以上です。

事務局（山下所長）

続きまして、津久井事務所管内の1件について御説明いたします。

収受番号5-1013は、譲受人である有限会社緑禮園が、譲渡人が所有する緑区青野原の農地、1筆331㎡の所有権移転を受け、駐車場として転用するための申請です。現地の状況につきましては、スクリーンを御覧ください。案内図は18ページを御覧ください。農地区分は第2種農地です。申請理由といたしましては、建設業を営んでおり、申請地南側隣接地に作業所がございますが、事業規模の拡大に伴い、駐車スペースが手狭となったため、新たに駐車場を確保するものです。隣接地への被害防除につきましては、土地区画の明確化と、土留め策として、東側及び南側は既設コンクリートブロック及び石積み擁壁を利用し、西側は土留め鋼板を設置する計画です。雨水につきましては、碎石敷きによる敷地内浸透とする計画です。申請地は国民健康保険青野原診療所の南西約1,200mです。

以上で説明を終わります。

議長（阿部会長）

説明が終わりました。ただいまの説明に関連しまして、地区担当委員さんに現地調査をしていただいておりますので、補足説明、御意見等を伺いたいと思います。

収受番号5-1及び5-2について、南区担当、斉藤嘉之委員、お願いします。

11番（斉藤委員）

5月17日に丸塚委員と現地調査へ行ってきました。野菜を作っていますが、この人は、ほかにも畑がありまして、1人で管理できないということで、売るのはやむを得ないと思います。

5-2も同じ人ですが、ここは周りが荒れ地になってしまって、車両置場ぐらいしかできないということで、これもやむを得ないと思います。

以上です。

議長（阿部会長）

続きまして、収受番号5-3について、中央区担当、木下賢一委員、お願いします。

12番（木下委員）

5月18日に井上推進委員と現地調査へ行ってきました。こちらは129号線の隣がリサイクルセンターと運送会社さんの間の土地で、運送会社さんが駐車場を増やすということで、四隅もしっかりしておりますし、雨水等の心配もないと思いますので、駐車場はやむを得ないのかなと思います。御審議よろしく願いいたします。

議長（阿部会長）

続きまして、収受番号5-1013について、津久井地区担当、菱山喜章委員、お願いいたします。

10番（菱山委員）

5月20日に柳川推進委員と現地調査へ行ってきました。事務局の説明のとおり、国道のすぐ脇で、地図を見てもらうと分かりますけど、東側は家具工房で、何ら問題ないと思いますので、皆様の御審議よろしく願いいたします。

議長（阿部会長）

説明が終わりました。
これより質疑に入ります。

質疑なし

議長（阿部会長）

よろしいですか。

[はいの声]

議長（阿部会長）

それでは、採決をさせていただきます。
議案第14号について、原案に賛成の方は挙手をお願いいたします。

全員挙手

議長（阿部会長）

挙手全員。
よって日程6 議案第14号については、原案のとおり決定いたしました。

日程 7 議案第 15 号 農用地利用集積等促進計画の要請について

議長（阿部会長）

続きまして、日程 7 議案第 15 号を議題に供します。事務局に議案の朗読及び説明をいたさせます。

事務局（山下所長）

それでは、10 ページを御覧ください。議案を朗読いたします。

議案第 15 号 農用地利用集積等促進計画の要請について。別紙農用地利用集積等促進計画に定める事項整理番号 8-1002 から 8-1008 は、農用地の利用の効率化及び高度化の促進を図るために必要があると認められるため、農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条第 11 項の規定に基づき、当該事項を示して農地中間管理機構に対し農用地利用集積等促進計画を定めるべきことを要請することとする。令和 8 年 5 月 29 日提出。相模原市農業委員会会長。

それでは、津久井事務所管内の 7 件について御説明いたします。11 ページから 14 ページを御覧ください。

本議案は、農地中間管理機構である神奈川県農業会議が所有者から農地を借り入れ、耕作者に貸し出すことについて権利設定をするための農用地利用集積等促進計画を定めるよう、農地中間管理機構へ要請する議案となります。

整理番号 8-1002 から 8-1007 は、新規に貸借の権利を設定するものです。案内図は 20 ページ及び 22 ページを御覧ください。契約期間は、いずれも 3 年 6 か月、件数は 6 件、7 筆 4,430 m²です。当該借受人は本農業委員会が令和 8 年 4 月 3 日に新規就農者認定した者で、ここで初めて借り受けるものです。

次に、整理番号 8-1008 につきましても、新たに貸借の権利を設定するものです。案内図は 24 ページを御覧ください。契約期間は 3 年 6 か月、件数は 1 件、1 筆 1,616 m²です。当該借受人は、本農業委員会が令和 4 年 12 月 12 日に新規就農者認定した者で、ここで初めて借り受けるものです。

以上で説明を終わります。

議長（阿部会長）

説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

御発言はございませんか。

質疑なし

議長（阿部会長）

よろしいですね。

[はいの声]

議長（阿部会長）

それでは、採決をさせていただきます。

議案第１５号について、原案に賛成の方は挙手をお願いいたします。

全員挙手

議長（阿部会長）

挙手全員。

よって日程７議案第１５号については、原案のとおり決定いたしました。

日程 8 議案第 16 号 農用地利用集積等促進計画に係る意見について

議長（阿部会長）

続きまして、日程 8 議案第 16 号を議題に供します。事務局に議案の朗読及び説明をいたさせます。

事務局（武信総括副主幹）

それでは、15 ページを御覧ください。議案を朗読いたします。

議案第 16 号 農用地利用集積等促進計画に係る意見について。別紙農用地利用集積等促進計画案整理番号 8-12 から 8-22 は、農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条第 5 項第 2 号及び第 3 号に規定する要件を満たすものと認められるため、同法第 18 条第 3 項の規定に基づき、別紙のとおり意見することとする。令和 8 年 5 月 29 日提出。相模原市農業委員会会長。

それでは、16 ページから 17 ページを御覧ください。

本議案は、農地中間管理機構である神奈川県農業会議が所有者から農地を借り入れ、耕作者に貸し出すことについて権利設定をするための農用地利用集積等促進計画の案に対し、求めに応じ、意見するものです。

本庁管内の 11 件について説明いたします。

整理番号 8-12 から 8-21 は、新規に貸借の権利を設定するもので、合計 10 件、13 筆 12,908 m²です。新規分の案内図は 25 ページから 36 ページを御覧ください。このうち 8-19 及び 8-20 は、本農業委員会が令和 8 年 3 月 30 日に新規就農者認定した者が初めて農地を借り受けるものとなっています。

続いて、整理番号 8-22 は貸借の権利を更新するもので、合計 1 件、1 筆 1,586 m²です。なお、8-22 は、耕作者の変更を伴うものとなります。契約期間について、新規分は 3 年 6 か月、更新分は従前の貸借期間を引き継いでおり、6 か月となっています。

法第 18 条第 5 項に規定する認可要件のうち、第 2 号イ全部効率利用要件について、経営農地はそれぞれ適切に管理されております。

第 2 号ロ常時従事要件について、それぞれ 150 日以上で要件を満たしております。

第 3 号の要件については、必要な農作業に常時従事すると認められない者である場合に審査するものとなっており、8-12 及び 8-13 の借受人が審査対象者です。

第 3 号イ適切な役割分担要件について、地域での話し合い活動への参加など、役割分担の計画が示されています。

第 3 号ロ役員 1 人以上の常時従事要件について、代表取締役が 150 日の農業従事見込みとなっており、要件を満たしております。

以上のことから、認可要件第 2 号及び第 3 号を満たすものと判断しました。

以上で説明を終わります。

議長（阿部会長）

説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑なし

議長（阿部会長）

よろしいですか。

[はいの声]

議長（阿部会長）

それでは、採決をさせていただきます。

議案第16号について、原案に賛成の方は挙手をお願いいたします。

全員挙手

議長（阿部会長）

挙手全員。

よって日程8議案第16号については、原案のとおり決定いたしました。

日程 9 議案第 17 号 令和 7 年度農業委員会の農地利用の最適化の推

進の状況その他事務の実施状況の公表について

議長（阿部会長）

続きまして、日程 9 議案第 17 号を議題に供します。事務局に議案の朗読及び説明をいたさせます。

事務局（清水総括主幹）

それでは、18 ページを御覧ください。議案を朗読いたします。

議案第 17 号 令和 7 年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表について。農業委員会等に関する法律第 37 条に基づき、令和 7 年度農業委員会の農地利用最適化の推進の状況その他事務の実施状況について、公表するものとする。令和 8 年 5 月 29 日提出。相模原市農業委員会会長。

議案第 17 号につきましては、4 月開催の全員協議会及び農地利用最適化推進委員個別報告会で既に御確認いただきました内容でございます。

19 ページの農業委員会の状況を御覧ください。こちらにつきましては、農業委員会の体制と統計的な状況をお示しした内容になります。

2 の農家・農地等の概要につきましては、2020 年の農林業センサスに基づきました数値となっております。

次に、20 ページを御覧ください。

1（1）農地の集積でございますが、③実績の今年度の新規集積面積が 78.0 ヘクタールとなっております。こちらにつきましては、本市におきましては、今まで相対による農地の集積面積を計上しておりましたが、認定農業者等が自己所有している農地等も計上することが分かりましたことから、今年度の新規集積面積の目標値であります 3 ヘクタールに対しまして、大幅に増加したものでございます。

続きまして、（2）遊休農地の発生防止・解消でございますが、21 ページを御覧ください。

③実績でございますが、今年度の緑区分の遊休農地の解消実績面積は 14.8 ヘクタール、前年度に新規発生いたしました緑区分の遊休農地の解消実績面積は 7.0 ヘクタールでございました。

次に、22 ページ、2 の最適化活動の活動目標の（2）活動強化月間の設定の①目標でございますが、設定回数を 3 回といたしまして、最適化活動の 3 つの項目、新規参入の促進、遊休農地の解消、農地の集積について、それぞれ設定いたしましたが、それぞれの項目におきまして、目標どおりの活動が行えたものでございます。

なお、この議案について、本日の総会で御承認いただいた後には、農業委員会等に関する法律第 37 条に基づき、市ホームページに公表するとともに、県を通じて関東農政局に報告する予定となっております。

以上で説明を終わります。

議長（阿部会長）

説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

2 番（築地原委員）

この内容で公表することについては異論ございません。どんな感じかなということも含めて、少し質問させていただきたいと思います。

23 ページの一番下の推進委員等の点検・評価結果で、全員の方が期待を上回る結果が得られたということですが、全員協議会で一覧表を出していただきましたときには、活動日数の目標達成状況、月活動日数は目標を上回っているけど農地の集積、緑区分遊休農地解消、新規参入の促進のところで、農地の集積は全員4点ですけど、緑区分遊休農地解消と新規参入の促進は20人全員が1点ですよね。活動日数の計数的な部分はいいんですけども、活動内容のところが少し評価が低いところがあって、これをどう考えるかですよね。推進委員の皆さんがここら辺はどのような議論をされているのか、そこは次年度以降の取組にも関わるのかなと思ったので。実は去年は、全員、細かく一覧表を出していただいたんですよね。今回、一覧というか総括表なので、活動の内容についての評価の1というところが気になって、それをどのように改善しようとしているのかというところが、後日でもいいんですけども、推進委員さん等の意見交換会もあるので、そこでしたらいいんですけど、一応そこら辺が少し気になったということですね。

それからもう1点は、次の24 ページ、事務の実施状況ですが、一番下、全員協議会で示してもらったのをよく見ていなかったんですけど、4の違反転用への対応、これは後ほどの議論でもあるかもしれませんが、非常にいろいろと関心があるし、課題があるところだと思っていまして、現状、年度末時点の違反転用面積が36.77ヘクタールです。これが去年に比べて4ヘクタールぐらい増えているという数字だと思います。それで、ここの部分が年次ごとにどんな形で推移してきたのかというのを、今日でなくてもいいですけども、直近10年ぐらい、年度ごとの違反転用面積の発生と累積みたいなものが分かれば、内訳としては※2にありますけど、農地法第4条第1項又は第5条第1項の規定に該当するというので、その区分ごとにどのように分布しているのかも少し示していただけるとありがたいなと思います。

あわせて、今年の解消面積が1.58ヘクタール、頑張っておられるかなという感じですけども、去年が2.42ヘクタールなので、少し減少していますということなので、この解消対策への取組、年間通じて活動しているということなので、どんな形でどう解消したのかというのを少し示していただくと、対策を議論するとき、いいかなと思いました。

それから、毎月発生していないかもしれませんが、できたら、解消なり発生したものがどういう数字で出ているかというのは、毎月の総会か全員協議会か何かで報告していただけると、今後の対策を議論するときに参考になるかなと思いましたので、少し御検討いただければと思います。

以上です。ありがとうございます。

議長（阿部会長）

それでは、推進委員等の点検のところ、それから、違反転用、解消対策の取組、この辺のところ、事務局、いいですか。

事務局（清水総括主幹）

それでは、まず、推進委員等の評価のところ、ご意見がありました。今日、資料とし

てはお配りしていないんですが、4月の全員協議会のために、各推進委員の皆さまの1年間の活動を、各活動項目別に点数化した総括表をお配りいたしました。確かに緑区分遊休農地の解消の部分、達成状況が90%未満ですと1点、達成状況が90%以上110%未満だと2点、110%以上だと4点、そういう点数になるんですが、実績は90%未満ということで、残念ながら1点となっております。各推進委員の皆さまの項目別の点数をトータルすると、23ページにありますとおり、20人の推進委員皆さまが「目標に対し期待を上回る結果が得られた」という範疇に入っているんですが、内訳を見ていくと1点の項目があるということで、こちらにつきましては、特に遊休農地の解消部分が全員1点だったので、対策を講じていければと思っております。

私からは以上でございます。

議長（阿部会長）

違反転用についてはどうですか。

事務局（武信総括副主幹）

今年度、違反転用の面積が急に増えた部分や違反転用の解消の仕方などについては、全協のその他でお話をしたいと思います。

議長（阿部会長）

では、そのようにしていきます。

それから、毎月の発生、解消も全協のときにね。

事務局（武信総括副主幹）

はい。

議長（阿部会長）

では、残りのところについては全協でお話をさせていただくということでよろしいでしょうか。

ほかに御発言ございますか。

質疑なし

議長（阿部会長）

よろしいですか。

それでは、採決をさせていただきます。

議案第17号について、原案に賛成の方は挙手をお願いいたします。

全員挙手

議長（阿部会長）

挙手全員。

よって日程9議案第17号については、原案のとおり決定いたしました。

日程 1 0 報告第 7 号 相続税の納税猶予に関する適格者証明について

日程 1 1 報告第 8 号 生産緑地に係る農業の主たる従事者の証明について

日程 1 2 報告第 9 号 非農地証明書の発行について

日程 1 3 報告第 1 0 号 相続等による農地の権利取得届出の受理の報告について

日程 1 4 報告第 1 1 号 市街化区域内農地の転用届出の受理の報告について

議長（阿部会長）

続きまして、報告案件に移ります。

なお、報告案件につきましては、事務局からの補足説明及び委員から質疑のあった案件のみといたします。

初めに、事務局から補足説明はありますか。

事務局（武信総括副主幹）

ありません。

議長（阿部会長）

委員の皆様からはございますでしょうか。

5 番（藤村委員）

25 ページ、よく分からないんだけど、相続して納税猶予で、これは農業委員会が了承したということになると、農家さんが亡くなられて、後継者が農家をやっていくということで納税猶予ということになるということですか。

事務局（清水総括主幹）

農家をやられていた方がお亡くなりになりまして、相続により農地を取得し、その農地で引き続き農業をする場合、相続税の一部が猶予される制度がありますが、被相続人と相続人等がその制度の適用を受ける資格があるかどうかを農業委員会で証明したということになります。

5 番（藤村委員）

それで、鵜野森だし、うちの近いところなので、農地ナビで確認したのですが、載っていないんですね。航空地図で見てもそれらしきエリアがあまり見えないんですけど、これは事務局で、農業をやっているということで確認されたんでしょうか。

事務局（清水総括主幹）

現地の畑も見に行っておりますし、ヒアリング調査も実施しております。

５番（藤村委員）

はい、分かりました。

議長（阿部会長）

これは委員は現地に行っていないのですか。

事務局（清水総括主幹）

適格者証明書の交付につきましては、事務局で対応しております。

議長（阿部会長）

よろしいですか。

ほかに御発言はございませんか。

よろしいですか。

[はいの声]

議長（阿部会長）

それでは、以上で日程１０報告第７号から日程１４報告第１１号を終わります。

以上で全ての日程が終了しました。

次回、第１６回総会は、令和８年６月３０日火曜日午後１時３０分から開催する予定です。開催場所は産業会館４階特別会議室です。

以上をもちまして、相模原市農業委員会第１５回総会を終了いたします。